

兵庫県ボランティア活動等行事用保険

< 行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険・国内旅行傷害保険・賠償責任保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険） >

1. 兵庫県ボランティア活動等行事用保険とは

この保険は、日本国内において「ボランティアグループやNPO法人などの市民活動団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび、主催者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償するものです。

保険の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害保険	行事開催中の事故によりボランティアや参加者がケガをされた場合 ※日射病・熱射病（A1・A2型のみ）、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒も対象になります。
賠償責任保険	行事開催中に参加者または第三者の身体や財物に損害を与え、主催者が法律上の損害賠償責任を負った場合（行事参加者各人が損害賠償責任を負った場合は本補償の対象外となります。）

2. 被保険者

被保険者	（傷害保険） 行事主催団体が主催する行事のボランティアスタッフや参加者全員。 （賠償責任保険） 行事主催団体に限ります。
行事主催団体	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会および兵庫県下各市区町社会福祉協議会の会員団体、同協議会に登録されたボランティア・市民活動団体に限ります。

3. 対象となる行事と保険料

この保険の対象となる行事は2025年4月1日午前0時から2026年3月31日午後12時までに開催される行事となります。（各行事の保険期間は、行事開催連絡票に記入された日程初日の午前0時から日程末日の午後12時までの間で下記☆印に該当する期間をいいます。下記☆印をご覧ください。）

2025年3月31日以前に開催される行事に関しては2024年度用パンフレットをご覧ください。

宿泊を伴わない1日行事（A1型・A2型）

宿泊を伴わない1日行事は、行事内容により次のとおりとなります。

型	行事内容	保険料
A1	ボランティアの集い（会合）、講習会（スポーツの場合は、実技を伴わないもの）、展覧会、工場見学、クリーンアップ作戦（公園清掃）、空き缶拾い、遠足（日帰り）、ハイキング、オリエンテーリング（徒歩によるもの）、いちご狩り、ソフトボール、バレーボール、テニス、卓球、ゴルフ、ボウリング、ゲートボール、パレード（徒歩によるもの）、おまつり（盆踊り、模擬店）、水泳、海水浴、バドミントン、アーチェリー、なわとび、ラジオ体操、体力テスト、ヨガ、ジャズダンス、炊き出し、料理教室 など	1名につき 50円
A2	アスレチック、駅伝、運動会、キャンプ（日帰り）、サイクリング、消火訓練（一般市民、学童等が行う程度のもの）、スケート、ツーリング（自動二輪、原付、自転車）、トライアスロン（水泳、自転車、マラソンの競争）、軟式野球、ハンドボール、バスケットボール、避難訓練（一般市民、学童等が行う程度のもの）、防災訓練（一般市民、学童等が行う程度のもの）、マラソン、野球教室（小・中学生対象で実技を伴う場合）、トランポリン、ジョギング、聖火リレー、納涼船、競歩、陸上競技、乗馬、剣道 など	1名につき 201円

※行事内容の区分は引受保険会社の規定によります。上記以外の行事を行われる場合は代理店・扱者までお問い合わせください。なお、草刈り機を使用する行事は本保険ではお引き受けできません。

※加入団体は対象となる開催行事の全てをお申し込みください。一部の行事のみのお申し込みはできません。

※開催日数1日あたりの平均参加者が、20名以上必要です。

※おまつり等の行事における不特定の見物人は行事参加者に含めることはできません。

※行事の主催者の管理下に無い行事の練習は、この保険ではお引き受けできませんので、代理店・扱者までご連絡ください。

☆宿泊を伴わない1日行事は、行事主催者の管理下（引受保険会社が閲覧可能な行事参加者（被保険者）の名簿の備え付けが必要です）のみ対象となりますので、管理下でない往復途上は対象となりません。

ただし、加入申込時に行事参加者（被保険者）の名簿（氏名、住所、電話番号の記載要）を提出いただくことにより、各被保険者の通常経路による往復途上も対象とすることができ（傷害保険のみ）。（行事開催日、場所が活動計画表および活動状況に関する実行状況日誌等の客観的資料により確定できている場合に限り）詳細は、代理店・扱者までお問い合わせください。

宿泊を伴う行事（B型）

宿泊を伴う行事に関しては、行事内容にかかわらず次のとおりとなります。

宿泊日数	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日	6泊7日
保険料（1名につき）	321円	391円	398円	469円	476円	483円

※宿泊行事については、往復途上も含め住居を出た時から行事を終え住居に着くまでの間が補償対象となります（傷害保険のみ）。

別途、行事参加者（被保険者）名簿（氏名、住所、電話番号、生年月日の記載要）をご提出ください。

4. 補償内容

保険金の種類		(傷害) 保険金額 (賠償) 支払限度額・免責金額
傷害保険	死亡・後遺障害保険金額	440万円
	入院保険金日額	5,000円
	通院保険金日額	3,000円
	手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合… [入院保険金日額] × 10 ② ①以外の手術の場合… [入院保険金日額] × 5
賠償責任保険	身体障害	1名2億円・1事故4億円(免責金額なし)
	財物損壊	1事故1,000万円※(免責金額なし)

※生産物賠償責任保険及び受託者賠償責任保険には、1事故限度額と同額で保険期間中の限度額が設定されます。支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「お支払いの対象となる損害」(7ページ)をご参照ください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまへ実際に適用される支払限度額および免責金額につきましては、2ページ記載の「4. 補償内容」欄にてご確認ください。

5. 加入手続き

- ①所定の「行事開催連絡票」に必要事項(日程、活動内容、代表者名、保険料など)をご記入のうえ、最寄りの市区町社会福祉協議会のボランティアセンターへご提出ください。また、保険料については、所定の振込用紙で各団体から直接お振込ください。

※1日行事(A1型・A2型)で行事参加者(被保険者)の往復途上も対象とする場合および宿泊行事(B型)の場合は、「行事参加者(被保険者)名簿」をご提出ください。なお、参加者の住所・氏名・電話番号およびB型の場合は生年月日が記載された既存の名簿がある場合には、それに替えることができます。その場合は、3部ご提出ください。

- ②行事の7日前までにお手続きいただきますようお願いいたします。

6. 事故対応

- ①事故が発生した場合には、ただちに手続きをした市区町社会福祉協議会に連絡し、「事故届出および証明書」を提出してください。
- ②保険金をお支払いする場合に該当されたときは、代理店・扱者である㈱兵庫福祉保険サービスまたは引受保険会社から保険金請求書類をお送りします。

【傷害保険について】

●＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡等＞

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●＜保険金支払いの履行期＞

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書

- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類（保険契約者備付名簿（写）、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書（兼事故証明書）、請負契約書（写）、発注書（写）等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。

●死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

【賠償責任保険について】

●＜事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等＞

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処理を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- | | | |
|----------------|--------|---------|
| ①損害の発生および拡大の防止 | ②相手の確認 | ③目撃者の確認 |
|----------------|--------|---------|

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189（無料）へ

●＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証（兼）念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

●＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

7. 保険金をお支払いする場合・お支払額・お支払いしない主な場合

【行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険 レクリエーション参加者】 宿泊を伴わない1日行事(A1型、A2型)(傷害部分)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死 亡 保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額（＊）の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、保険金額（＊）からその額を差し引いてお支払いします。 （＊）保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ●乗用車を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ●入浴中の溺水（引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくなる時でも、誤嚥（えん）によって生じた肺炎 など
後遺障害 保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	保険金額（＊）× 約款所定の保険金支払割合（4％～100％） ※保険期間を通じ、合算して保険金額（＊）が限度となります。 （＊）保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます	
入 院 保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手 術 保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × ⑩ ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × ⑤ ※1事故につき1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	
通 院 保険金	保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、約款所定の通院（往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。）をした場合	通院保険金日額 × 通院日額 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

特約	特約の概要
熱中症危険補償特約（A1型、A2型）	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、保険金をお支払いします。
食中毒補償特約（A1型、A2型）	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガに含まれるものとして、保険金をお支払いします。

【国内旅行傷害保険】 宿泊を伴う行事（B型）（傷害部分）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死 亡 保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<u>保険金額（*）の全額</u> ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、保険金額（*）からその額を差し引いてお支払いします。 （*）保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等（注1）を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等（注1）を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等（注1）を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（注2） ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故 ⑬被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 乗用具（注3）を用いて競技等（注4）をしている間（ウ. に該当しない「自動車等（注1）」を用いて道路上で競技等（注4）をしている間の事故は保険金をお支払いします。） イ. 乗用具（注3）を用いて競技等（注4）を行うことを目的とする場所において、競技等（注4）に準ずる方法・態様により乗用具（注3）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（注4）」に準ずる方法・態様により、自動車等（注1）を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等（注1）を用いて競技等（注4）をしている間または競技等（注4）に準ずる方法・態様により自動車等（注1）を使用している間 ⑭むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注5） ⑮入浴中の溺水（注6）（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ⑯誤嚥（えん）（注7）によって発生した肺炎 など
後遺障害 保険金	国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<u>保険金額（*）</u> × <u>約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</u> ※保険期間を通じ、合算して保険金額（*）が限度となります。 （*）保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	
入 院 保険金	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	<u>入院保険金日額</u> × <u>入院日数</u> ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手 術 保険金	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術（*）を受けた場合 （*）手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療（注8）に該当する診療行為（注9）	①入院中（注10）に受けた手術 <u>入院保険金日額</u> × <u>10</u> ②上記①以外の手術 <u>入院保険金日額</u> × <u>5</u> ※1事故につき1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとしめます。	
通 院 保険金	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（*）した場合 （*）通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。	<u>通院保険金日額</u> × <u>通院日数</u> ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等（注11）を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

- 補償される期間について
 - < A 1 型・A 2 型（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険）の場合 >
 - ・ 行事参加中の事故が保険金のお支払いの対象となります（〔行事参加者用〕往復途上傷害危険補償特約をセットする場合は行事に参加するため所定の集合・解散場所と参加者（被保険者）の自宅との通常の往復途上における事故も対象となります。）。
 - < B 型 国内旅行傷害保険の場合 >
 - ・ 保険期間は、始期日の午前 0 時に始まり、満期日の午後 12 時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程（注 12）を開始する前および旅行行程（注 12）を終了した後に発生した事故はお支払いの対象となりません。
 - ・ 乗客として搭乗する予定の航空機等が遅延または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。
 - 宿泊を伴う行事（B 型）には、「国内旅行傷害保険特約」がセットされるため、前記〔国内旅行傷害保険〕の各保険金欄には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。
 - 〈B 型国内旅行傷害保険の場合〉

【保険責任の範囲に関するご注意】次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガに対しても保険金をお支払いします。

 - ア. 旅行行程（注 12）中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（*）が通常の航路により日本国外を通過する場合
 - イ. 旅行行程（注 12）中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（*）に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合

（*）航空機または船舶とは、日本国内から出発して日本国内に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを含みません。
 - すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（A1 型・A2 型（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険の場合）」「戦争危険等免責に関する一部修正特約（B 型（国内旅行傷害保険）の場合）」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- < 補償対象外となる運動等 >
- 山岳登山（* 1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（* 2）操縦（* 3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（* 4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
- その他これらに類する危険な運動
- （* 1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングは含みません。
 - （* 2）グライダーおよび飛行船は含みません。
 - （* 3）職務として操縦する場合は含みません。
 - （* 4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
- （注 1）自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- （注 2）テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象となります。
- （注 3）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。
- （注 4）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。
- （注 5）医学的他覚所見のないものとは、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- （注 6）溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- （注 7）誤嚥（えん）とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- （注 8）先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。）。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- （注 9）先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り（診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。）。
- （注 10）入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。
- （注 11）ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、サポーター等は含みません。
- （注 12）旅行行程とは、保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

用語のご説明

用 語	説 明
危険	傷害等の発生の可能性をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害等が発生した場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険申込書	引受保険会社に保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

【賠償責任保険：主催者が損害賠償責任を負った場合】

引受条件

〈保険金をお支払いする主な場合〉

【施設所有（管理）者特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

【生産物特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

【受託者特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態で返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

＜お支払いの対象となる損害＞

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【①損害賠償金】についてのご注意】

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（受託者特別約款においては適用されません。）
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務の従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（受託者特別約款においては適用されません。）
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

等

＜賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合＞

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散
 - ◇直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害（サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。）

＜施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合＞

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うＬＰガス販売業務の遂行（ＬＰガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が保険証券記載の施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- 石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）

＜生産物特別約款でお支払いしない主な場合＞

- 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ◇生産物
 - ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 次のいずれかに該当する場合
 - ◇この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 - ◇この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
- （注）知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- 事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。
ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。

- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。
 ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- L Pガス販売業務の結果に起因する損害

等

<受託者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出に起因する損害
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害
- 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

8. 包括契約の仕組み

この保険は社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が保険契約者となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に払込みいただきます。なお、保険契約者が保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

P17をご参照ください。

10. 個人情報の取扱いについて

P17をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社兵庫福祉保険サービス

TEL 078-735-0166

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277 (無料)**

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関【注意喚起情報】

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】 0570-022-808

- ・受付時間 [平日 9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

契約概要のご説明（賠償責任保険）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有（管理）者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約 （自動セット） 賠償責任保険追加特約 （自動セット） + 施設所有（管理）者特別約款 生産物特別約款 受託者特別約款

2. 引受条件等

(1) 補償内容

①被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
施設所有（管理）者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	行事主催団体が管理している名簿に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

- ②保険金をお支払いする主な場合
パンフレット本文（「兵庫県ボランティア活動等行事用保険」。以下「パンフレット」といいます。）の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。
- ③保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。
- ④お支払いの対象となる損害
パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

（２）セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

（３）保険期間および補償の開始・終了時期

- ①保険期間
保険期間は原則として１年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは行事開催連絡票の「行事実施予定日」欄にてご確認ください。
- ②補償の開始
始期日の午後４時（行事開催連絡票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。
- ③補償の終了
満期日の午後４時に終了します。

（４）支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

３．保険料の決定の仕組みと払込方法等

（１）保険料の決定の仕組み

保険料^{（注）}は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^{（注）}につきましては、パンフレットまたは行事開催連絡票の「保険料合計」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

（２）保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

４．満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

５．解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち末経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「６．解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（賠償責任保険）

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

１．クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

２．告知義務・通知義務等

（１）ご加入時における注意事項（告知義務－行事開催連絡票の記載上の注意事項）

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、行事開催連絡票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。行事開催連絡票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

なお、「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有（管理）者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります（行事開催連絡票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目が告知事項となります。）。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」でご確認ください。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○行事開催連絡票に記載された内容に変更が生じる場合

○行事が中止になった場合

②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

◇行事開催連絡票記載の住所または電話番号を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは行事開催連絡票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時（行事開催連絡票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

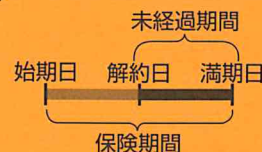
6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

9. ご注意いただきたいこと

- 行事主催団体と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この保険は、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が保険契約者となる包括契約です。
- 行事主催団体が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または行事主催団体がご契約の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。賠償責任保険においては保険料を返還できない場合があります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 行事が中止または延期になった場合は、ただちに代理店・扱者までご連絡ください。保険料の返金手続きをご案内のうえ、後日保険料を返金させていただきます。賠償責任保険においては保険料を返還できない場合があります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 受付時に社会福祉協議会が確認印を押した行事開催連絡票の控は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

● <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

・ 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護をする目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険および国内旅行傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

・ 賠償責任保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

● お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<ご加入内容確認事項（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険および国内旅行傷害保険）>

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）、保険期間（保険のご契約期間）、保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまのご確認ください。

・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

※ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

※ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社にご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関【注意喚起情報】

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

お問い合わせ

最寄りの社会福祉協議会	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部
社会福祉法人川西市社会福祉協議会 〒666-0017 兵庫県川西市火打1丁目12番16号 TEL(072)759-5200(代表) FAX(072)759-5203	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内 TEL 078-242-4634 FAX 078-242-0297
【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 兵庫支店 神戸第一支社 〒651-0171 神戸市中央区栄町通1-1-18 TEL 078-331-2244 FAX 078-331-7883	【代理店・扱者】 株式会社 兵庫福祉保険サービス 〒654-0023 神戸市須磨区戎町4-1-17 TEL 078-735-0166 FAX 078-735-1890 (Eメール)v-hoken@hyogofukushi.com

2025年度版

A24-200409 承認年月：2025年1月